

「公衆無線LAN環境整備支援事業」(概要図)

【別紙】

- 防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

ア 事業主体:財政力指数が0.8以下(3か年の平均値)又は条件不利地域(※)の普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

当初予算額

(億円)

R1年度	R2年度	R3年度
11.8	8.6	9.0

イ 対象拠点:最大収容者数や利用者数が一定以下の

①防災拠点:避難所・避難場所(学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等)、官公署

②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点:博物館、文化財、自然公園、都市公園 等

ウ 補助対象:無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

エ 補助率:1/2(財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3)

イメージ図

